

# 平成22年度一般廃棄物処理計画（案）

（1月28日修正版）

平成22年4月1日  
小金井市環境部ごみ対策課

## 目 次

はじめに	1
第1 平成21年度の状況	4
1 平成21年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況	4
2 ごみ処理量の状況	4
第2 平成22年度のごみ処理及びごみの減量目標について	5
1 ごみの処理について	5
(1) 発生見込み量の算定	5
(2) 総資源化見込み量の算定	7
(3) 総資源化率（総資源化見込み量/発生見込み量）	7
2 ごみの減量目標及び達成に向けた施策	7
(1) ごみの減量目標	7
(2) ごみ減量達成に向けた施策	9
第3 ごみの排出と収集及び処理	11
1 市指定収集袋による排出	11
2 収集の分別区分及び排出方法等	11
3 適正処理方法	12
第4 燃やすごみの処理	15
第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務	15
1 市民及び事業者の協力義務の内容	15
2 事業者の協力義務の内容	15
第6 処理施設の状況（整備）に関する事項	15
1 可燃ごみ処理施設	15
2 不燃ごみ処理施設	16
3 廃棄物最終処分場	16
第7 動物の死体処理について	17
1 市へ届け出るもの	17
2 市が収集するもの	17
3 処理方法	17
第8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について	17
1 収集・運搬	17
2 し尿処理施設	18

第9	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	18
1	市が収集しない一般廃棄物の種類	18
(1)	家電リサイクル法に基づくメーカーによる回収	18
(2)	資源有効利用促進法に基づくメーカーによる回収	18
(3)	適正処理困難物	18
(4)	メーカーによる自主回収	18
(5)	特別管理廃棄物（薬局による自主回収）	18
2	処理方法の変更	18

燃やすごみの全量の処理を他市町・一部事務組合にお願いしている中で

## 最大限のごみ減量を目指す

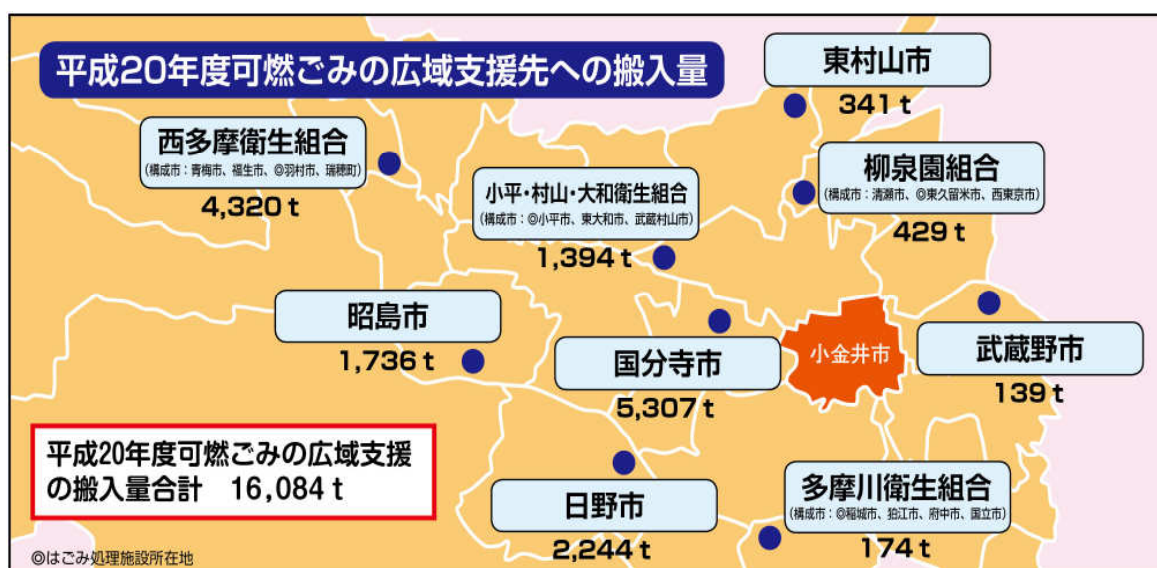
はじめに

(1) 小金井市では、老朽化が進行した二枚橋焼却場の現状を考慮し、平成16年5月に国分寺市に対し、小金井市と国分寺市が将来の新ごみ処理施設の建設を含めて燃やすごみを共同処理することについて協議の申し入れを行い、双方において様々な角度から協議・検討を進めている。

一方、昭和33年から焼却業務を開始した二枚橋焼却場は、数度の施設補修工事等を経て、地域にお住まいの皆さまのご理解をいただきながら焼却炉の運転を継続してきたところであるが、施設全体の老朽化が著しいものとなり、構成市(調布市・府中市・小金井市)間で協議した結果、平成19年3月末をもって全焼却炉の運転を停止することとなった。

このため、構成各市は自らの責任において、当該市内から発生する燃やすごみの全量の処理を行うこととなり、本市は、多摩地域の市・町及び一部事務組合(以下、「団体」という。)にお願いしなければならない状況となり、将来に渡って燃やすごみを安定的に処理できる環境を整備することは、当市の喫緊の課題となっている。

このような状況の下、本市は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定(以下、「支援協定」という。)に基づき、平成19年度は8団体に、また、20年度は9団体の中間処理施設(焼却施設)で燃やすごみの焼却処理を依頼しており、施設周辺にお住まいの皆さま並びに関係者各位のご理解に深く感謝する次第である。



上記のとおり、異例ともいえる事態の中で、本市は、新ごみ処理施設建設に係

るスケジュール（平成19年1月策定）に基づき平成20年度（21年2月）までに新ごみ処理施設の建設場所を決定する予定であった。しかしながら、本市の力不足を背景にスケジュールどおりの計画進捗を図ることができず、支援協定に基づくごみ処理支援継続の条件を満たすことができず、緊急的・人道的な立場からの支援を多摩地域のごみ処理施設6か所（八王子市、昭島市、国分寺市、多摩川衛生組合、日野市、三鷹市）に焼却処理の依頼を行い、まさに危機的な状況を迎えている。

(2) 市では、前述のとおり新ごみ処理施設の建設事業は市政の最重要課題であり、「新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」からの答申（平成20年6月）に基づき、二枚橋焼却場用地を施設建設場所として決定したいとする方針に変更はない。

このため、平成21年度においては、二枚橋衛生組合（以下「組合」という）の関係市間並びに東京都を交えた協議の場においても検討を重ねた結果、組合の解散を優先すべきとの共通認識が得られたことから、当該年度の末日をもって組合を解散することとなった。

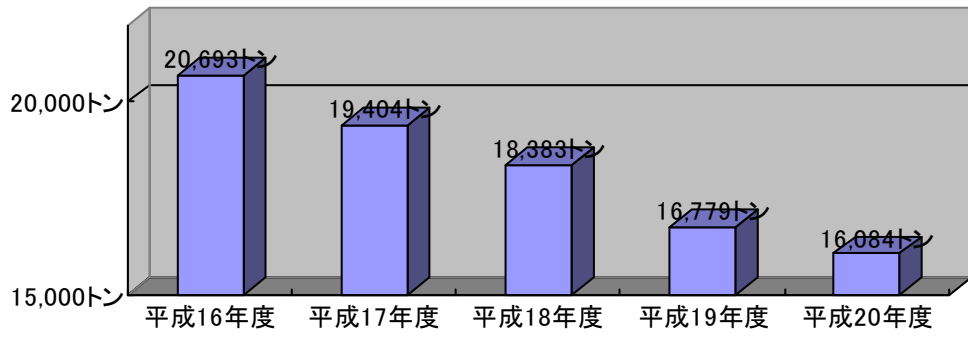
解散に当たっては、構成3市の市議会の議決を必要とするが、あわせて関係各市及び関係市にお住まいの皆さまのご理解を心からお願いする次第である。

(3)

後送します。

(4) 平成20年度における小金井市のごみ量は、1人1日当たり675.5グラムと多摩地域でも最小となっているが、新ごみ処理施設が稼働するまでの間、市内から発生する燃やすごみの全量を多摩地域の各施設に支援していただかなければならない。このため、施設周辺にお住まいの皆さまのご負担を少しでも軽減できるよう、平成22年度もさらなるごみ減量を目指し、後述する各種の施策を効果的に実施しながら、最大限のごみ減量を図るため、引き続き市民の皆さまのご理解・ご協力を切にお願いし、平成22年度一般廃棄物処理基本計画を策定するものである。

【燃やすごみ処理量の推移】



## 第1 平成21年度の状況

### 1 平成21年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況

(1) 新たに実施することとした施策として、市民が考えるごみ減量アイデアの募集、事業者に対する生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の創設、およびペットボトルのキャップの拠点回収は実施した。転入者へのマイバッグの配布は実施したが、レジ袋削減の推進については、事業者との協働による啓発活動等さらなる取組みの工夫が必要である。

市内小中学校の児童・生徒を対象とした、ごみの発生抑制と減量に関する啓発については、一部の学校に対しては実施したが、引き続き教育委員会等と連携し、児童・生徒に対する環境教育の推進とごみに関する意識の向上を図る。

(2) 充実させることとした施策として、単身者専用住宅におけるごみの排出指導については、指導班体制を構築し、プラスチックごみの排出を中心として、一般家庭の指導と平行しながら実施した。古紙の排出については、雑紙リサイクル袋活用による分別しやすい環境づくりの指導をした。

(3) 大規模事業所及び中小の事業所の指導、販売事業者の特定容器等の回収・処理の拡充、市ホームページの有効活用によるごみ減量施策の情報提供は実施した。また、ごみゼロ化推進会議の活動の拡充および事業者、市民団体と協働したごみ減量活動およびマイバッグ持参運動の推進を図った。

(4) 生ごみ堆肥化事業の拡充、一般家庭の剪定枝の一部資源化、市施設ごみゼロ化行動計画の実行による、市庁舎及び公共施設のごみ排出量の削減を図った。

### 2 ごみ処理量の状況

(1) 平成21年度一般廃棄物処理計画における処理見込み量21,137tに対し、その実績は19,863tになる見込みである。

(2) 平成21年度一般廃棄物処理計画において掲げた処理量の減量目標は、以下のとおりであった。

ア 可燃系ごみを平成20年度の処理量と比較して5%減とする。

イ 不燃系ごみ（有害ごみを除く）を平成20年度の処理量と比較して1%減とする。

市民1人1日あたりの発生量の目標 669g（集団回収29gを除く）

これに対する平成21年度処理量実績（見込み）は、可燃系ごみ処理量4.0%減、不燃系ごみ処理量0.4%増となる。可燃系ごみについて、減量はし

ているが平成21年度のごみ減量目標には達しない見込みである。

二枚橋焼却場の全焼却炉が停止したことにより、平成19年4月から本市は燃やすごみの全量の処理を、多摩地域の市・町及び一部事務組合に依頼している。

これにより、「ごみ非常事態宣言」を発し、全市一丸となつてごみ減量に取り組んできたところであるが、平成20年度は、可燃系ごみについて減量目標の5%に届かず4.1%の減量であった。平成21年度においても、減量はしているものの減量幅は縮小傾向にある。さらに、不燃系ごみについては微増の見込みである。

これは、一般家庭を中心としたごみ減量啓発は一定行渡った状況があるが、市の施策や啓発が伝わりにくい単身世帯や集合住宅への対応、また、事業者との協働によるごみ減量に向けた取り組みが十分でなかったと考えられる。

しかし、本市は、ごみの発生抑制およびリサイクルにおいて、全国でも高いレベルに位置しており、一定の評価を得ているところである。

今後、ごみ減量の目標達成に向けて、生ごみの水切りおよび古紙の分別に着眼した徹底指導、また、事業者に対する啓発指導、継続的な協力依頼を行っていく必要がある。

また、市民1人1日当たりの発生量は651g（集団回収30gを除く）になる見込みである。

以上を踏まえ、以下に平成22年度一般廃棄物処理計画を策定した。

## 第2 平成22年度のごみ処理及びごみの減量目標について

### 1 ごみの処理について

#### (1) 発生見込み量の算定

単位：t

種 類	平成22年度見込み	平成21年度見込み
可燃系ごみ・資源物	22,325	22,256
不燃系ごみ・資源物	6,002	5,984
有害ごみ	47	47
合 計 (A)	28,374	28,287

(算出方法)

- 見込み量は、ごみ・資源物として市の収集及び集団回収に排出（収集）される総量の見込み量であり、これら収集・回収されたものがすべてそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして「ごみ処理見込み量」と「資源物回収による資源化見込み量」とし、それらを合算したものである。



2 発生見込み量は、以下の計算式により算出したものである。

$$\begin{aligned}
 & \text{平成21年度見込み} \\
 & = \text{平成21年4月～9月発生量実績} + \text{平成21年10月～平成22年3月発生見込み量} \\
 & \left( \begin{aligned}
 & \text{平成21年10月～平成22年3月発生見込み量} \\
 & = \text{平成20年10月～平成21年3月発生量実績} \times \text{平成21年4月～9月発生量実績の} \\
 & \quad \text{前年増減率}
 \end{aligned} \right) \\
 & \text{平成22年度見込み} \\
 & = \text{平成21年度発生見込み量} \times \text{人口伸び率 (予測)} \\
 & \quad \text{※ ごみの分別、資源化等において、前年度と全く同様の排出状況で人口の伸び率のみ} \\
 & \quad \text{を加味したものである。}
 \end{aligned}$$

なお、一部項目は、増減率を6月～9月の実績値で推計した。また、増減率の算出が困難な項目については、21年度発生見込み量を21年度上半期実績値、もしくは19年度下半期実績値等を参考とし推計した。

① ごみ処理見込み量 (別紙 平成22年度ごみ処理フロー図参照)

単位：t

分別区分		処理方法		平成22年度見込み	平成21年度見込み
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼 却		15,469	15,420
	粗大ごみ(可燃系)	焼 却	木質粗大ごみをサーマルリサイクル(バイオマス発電用燃料として再利用)	246	246
			ふとんをサーマルリサイクル	44	44
	小 計			15,759	15,710
不燃系ごみ	プラスチックごみ	資源化(B)	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,592	1,586
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル(*)	433	432
	燃やさないごみ	破 砕・選 別	鉄等金属を資源化	413	412
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破砕後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル	1,521	1,516
	粗大ごみ(不燃系)		埋め立て	160	160
小 計			4,119	4,106	
有害ごみ	一部資源化・埋め立て		47	47	
合 計			19,925	19,863	

- 注 1 平成22年度見込みは平成21年度見込みに人口伸び率(予測)を乗じたものである。  
 2 学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量152t(見込み)、及び一般家庭から出る生ごみを各家庭で自家処理している量は含んでいない。  
 (\*) ケミカルリサイクルとは、ガス化して燃料等にすするほか、発生した固形物を工業用原料等として再生することをいう。

② 資源物回収による資源化見込み量

単位：t

分別区分		資源化見込み量	
		平成22年度見込み	平成21年度見込み
可燃系資源物	古紙	5,742	5,724
	布	714	712
	枝木・草葉	105	105
	乾燥生ごみ	5	5
不燃系資源物	びん	1,072	1,069
	空き缶	363	362
	ペットボトル	322	321
	トレイ	15	15
	金属(注)	109	109
	ペットボトルキャップ	2	2
合計(D)		8,449	8,424

\* 「プラスチック製容器包装」は混合収集であるため①ごみ処理見込み量に計上する。

(注) 「金属」はスプレー缶をプレス処理したものを含む。

(2) 総資源化見込み量の算定

単位：t

	収集後資源化見込み量 (B)+(C) (注)1		資源物回収による 資源化見込み量(D) (注)2		計	
	平成22年度 見込み	平成21年度 見込み	平成22年度 見込み	平成21年度 見込み	平成22年度 見込み	平成21年度 見込み
総資源化見込み量	3,959	3,946	8,449	8,424	12,408	12,370

(注) 1 収集後資源化とは、ごみとして収集し破碎施設等での中間処理したものを資源化することをいう。

2 資源物回収による資源化とは、資源として分別収集し資源化することをいう。

(3) 総資源化率（総資源化見込み量/発生見込み量）

43.7%（参考：平成20年度42.8% 平成21年度（見込み）43.7%）

（なお、焼却灰のエコセメント化を1,619tと見込み、総資源化率に加味すると、49.4%となる。）

2 ごみの減量目標及び達成に向けた施策

(1) ごみの減量目標

本市は、平成17年8月に家庭ごみの一部有料化を実施し、さまざまな施策を通じてごみの減量・資源化を図り、一定の成果を上げている状況にある。

一方、本市の可燃ごみを長期間に渡って安定的に処理してきた二枚橋焼却場の老朽化により、平成19年3月末に全焼却炉を停止するに至ったことに伴い、平成18年10月に「ごみ非常事態宣言」を発したところである。この宣言の下、燃やすごみの10%減量を掲げ、諸施策を積極的に展開してきたが、平成21年

度においては可燃系ごみの減量率が前年度に比べて伸び悩んでいる傾向にあり、多摩地域の多くの処理施設に可燃ごみの全量を処理していただいている本市としては、更に市民・事業者と協働して一層ごみの減量・資源化を進めることが急務となっている。さらに、不燃系ごみについては微増が見込まれ、こうした厳しい状況の中で、平成22年度の減量目標を次のとおり設定し、確実な実現を目指していくこととする。

① 処理量の目標

ア 可燃系ごみを平成21年度の処理量と比較して**5%減**とする。

イ 不燃系ごみ（有害ごみを除く。）を平成21年度の処理量と比較して**1%減**とする。

市民1人1日あたりの発生量の目標 **631g**（集団回収分30gを除く）

参考 平成20年度実績 676g（集団回収28gを除く）

平成21年度見込み 651g（集団回収30gを除く）

② 目標を達成した場合の処理量

単位：t

分別区分		処理方法		平成22年度 目標値	平成21年 度見込み	
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼 却		14,696	15,420	
	粗大ごみ (可燃系)	焼 却	木質粗大ごみをサーマルリサイクル (バイオマス発電用燃料として再利用)	234	246	
			ふとんをサーマルリサイクル	42	44	
	小 計			14,972	15,710	
不燃系ごみ	プラスチックごみ	資源化(B)	プラスチック製容器包装については、 容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,576	1,586	
			廃プラスチック類をケミカルリサイクル	429	432	
	燃やさないごみ	破 碎 ・ 選 別	資源化 (C)	鉄等金属を資源化	409	412
			燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル	1,506	1,516	
	粗大ごみ (不燃系)		埋め立て	158	160	
小 計			4,078	4,106		
有害ごみ	一部資源化・埋め立て		47	47		
合 計			19,097	19,863		

\* 学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量144t、及び一般家庭から出る生ごみを各家庭で自家処理している量は含んでいない。

## (2) ごみ減量達成に向けた施策

\* 施策を実行することにより減量効果が推計できるものについて、本項末尾に記載した。

### ① 新たに実施する施策

ア 乾燥生ごみの戸別回収を実施し、生ごみ堆肥化事業の拡充を図る。

イ J A・直売会と行政と連携し、生ごみ堆肥で育てた農産物を市内販売事業者が販売することにより、地域循環型社会の構築を実現する。

ウ 電動式生ごみ減量化処理機器の「失敗しない効率的な使用方法」について講習会を実施し、機器利用者の拡大を図るとともに生ごみの減量を図る。

エ 市が設置した大型生ごみ処理機を町会、自治会等が中心となって市民が自ら管理運営し、行政のサポートと市民の協力によるごみの減量を図る。

オ 中間処理場事務所棟の研修ホールに新たな展示物の設置をする。

### ② 充実させる施策

ア 「ごみ減量啓発コラム」のコーナーを市報等に経常的に確保し、「市民とともに考えるごみ減量」の充実を図るとともに、「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況及び生ごみの水切り、古紙の徹底分別を始めとする具体的なごみ減量施策等周知する。

イ 単身者専用住宅において、管理会社、所有者等と連携し、指導班体制による指導及び雑紙リサイクル袋を活用した古紙の徹底分別等、適正な排出指導を行う。

ウ 小金井市ごみゼロ化推進会議の活動について、環境問題に関連する市民団体と協働し、市民、事業者、行政が一体となったノーレジ袋及びマイバッグ持参運動等ごみ減量活動を実行する。

エ 教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進し、ごみに関する意識の向上を図る。

オ 事業者と連携したごみ減量

㊦ リサイクル推進協力店認定制度を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。

㊧ 事業者に対する生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の適用による事業系生ごみの減量を推進する。

㊨ 販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の回収・処理の拡充を行う。

カ 市施設ごみゼロ化行動計画を実行し、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の大幅な削減を図る。

③ 継続する施策

- ア 集団回収について、団体の実施状況を広報するなど行政のサポートにより資源回収における市民意識の向上と活動の活性化を図る。
- イ 大規模事業所及び中小のすべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進について、指導を強化する。
- ウ 市内公立学校等の給食残渣等について、生ごみ処理機による資源化を図る。
- エ 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を利用し、乾燥型生ごみ処理機による乾燥生ごみを持参した者に対し、収穫物の配布等サポートを行うとともに、継続的な使用を促し、アンケート調査等により利用状況の把握に努める。
- オ 一般廃棄物収集運搬業許可業者の適正な搬入と資源化の推進を指導する。
- カ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。

④ 実施に向けて検討する施策

- ア 市内販売事業者と自主協定を締結し、レジ袋の削減を図る。
- イ 事業者と連携し、簡易認証制度を検討する。
- ウ 転入者のための「ごみに関する相談コーナー」を設置し、雑紙リサイクル袋の配布およびごみの適正な排出方法を指導する。
- エ アドバイザー制度を実施することにより、生ごみの水切り、古紙の徹底分別を中心としたきめ細かい排出指導を全市的に行う。

\* 施策を実行することにより減量効果が推計できるもの

(単位：t)

減量方法	算出方法	減量
生ごみ処理機による減量	(1) 生ごみ処理機使用による平成 22 年度の新たな減量(投入量) 1 世帯 1 年間の投入量×22 年度新たに 1 年間、継続的に稼動する生ごみ処理機の台数	27
	(2) ごみとして出していた生ごみ乾燥物を回収することによる減量 ① 1 世帯 1 年間の投入量×1 年間の乾燥型生ごみ処理機の継続的稼動台数×1/7 (*1) =市内で発生する生ごみ乾燥物の生成量ア ② ア×39%(*2 生ごみ乾燥物をごみに出している世帯の割合)=生ごみ乾燥物をごみとして出されていた量 *1 電動式乾燥型生ごみ処理機で乾燥させた場合の減量率 *2 平成 21 年度アンケート調査による。	9
水切りを徹底した場合の減量	① 1 世帯 1 日の生ごみ排出量×9.65%(*1 水切りによる減量率)×365 日=1 世帯が水切りした場合の 1 年間の減量 (一般世帯：ア、単身世帯イ) ② (ア×30,656 世帯+イ×24,843 世帯) 40% (*2 指導の効果を目指す目標) *1 平成 22 年 1 月調査による。 *2 全世帯の 40%に対する新たな効果を見込む。	189
古紙の分別を徹底した場合の減量	① 1 人 1 日あたりの燃やすごみの量×15.3% (*1 古紙混入割合) ×365 日=1 人が 1 年間古紙混入を防止した場合の減量ア ② ア×114,097 人×20% (*2 指導の効果を目指す目標) *1 平成 17 年度組成分析調査時の値 *2 全人口の 20%に対する新たな効果を見込む。	428
合 計		653
平成 22 年度の可燃系ごみの発生見込み量 15,759 t に対する減量の割合		4.1%

### 第3 ごみの排出と収集及び処理

#### 1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

ア 家庭ごみのうち燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ

イ 事業系一般廃棄物（古紙を除く。ただし、シュレッダーごみは45ℓ以内の透明または半透明の袋で1回の排出量を2袋以内は無料とする。）

#### 2 収集の分別区分及び排出方法等

分別区分	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ	生ごみ・貝殻・紙おむつ・草木・紙くず類・衛生上焼却するものなど	市指定収集袋（黄）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつは透明又は半透明の袋に入れて排出する。	4袋（束）以上の草木は資源化（枝木・草葉の項参照）
プラスチックごみ	ビニール・ポリ袋・固形プラスチックなどのプラスチック	市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。	
燃やさないごみ	小型家電製品・皮革製品・ガラス類・せとものなど	市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	家電リサイクル法対象外の小型家電
有害ごみ	乾電池・蛍光灯・水銀体温計・ライター	透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の8時30分までに敷地内に排出する。	
枝木・草葉	枝木・落ち葉・雑草等の草木 * 4袋（束）以上に限る	申込みをしてから指定日の8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木：1本の長さ50cm以内、1本の直径10cm以内、束の大きさ30cmまでをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草：透明又は半透明の袋に入れて排出する。	3袋（束）以下は燃やすごみで排出する。 （排出方法は枝木1本の長さ40cm以内、1本の直径4cm以内、束の大きさ30cmまでをひもで束ねて排出する。）
乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生ごみ	乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の朝8:30までに敷地内の排出場所に排出する。 （透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設（公民館等市内公共施設10箇所）で拠点回収に持参可）	拠点回収は随時可

古紙・布類	新聞・段ボール・その他の紙（雑誌・雑紙）・紙パック・シュレッダーごみ・布類	<p>8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。</p> <p>☆新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。</p> <p>☆その他の紙（雑誌・雑紙）：雑誌は紙ひもで縛って排出する。雑紙は雑誌の間に挟んで縛って排出するか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。</p> <p>☆紙パック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。（スーパー等の拠点回収ボックスに持参可）</p> <p>☆シュレッダーごみ：透明又は半透明のビニール袋に入れ、空気を抜いて排出する。</p> <p>☆布類：透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。</p>	紙パックの拠点回収は随時
スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
空き缶	飲料缶・菓子缶・茶缶・缶詰缶など	<p>中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。</p> <p>ペットボトルのふたは取って排出する。</p> <p>（空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点回収ボックスに持参可）</p>	空き缶・ペットボトル・びんの拠点回収は随時
金属	なべ・釜・やかんなど		
ペットボトル	飲料用・醤油等調味料用		
びん	ガラスびん		
トレイ	発泡スチロール製トレイ	洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参	随時
ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	洗って乾かして専用容器設置施設（公民館等市内公共施設13か所）に持参する。	随時

### 3 適正処理方法

#### (1) 収集方法

分別区分	収集回数等	収集方法
燃やすごみ	週2回 (委託)	種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参した紙パック、乾燥生ごみについては拠点回収する。
プラスチックごみ	週1回 (委託)	
燃やさないごみ	2週に1回 (委託)	
有害ごみ	2週に1回 (委託)	
粗大ごみ（注）	随時 (直営)	
枝木・草葉	指定日 (委託)	
乾燥生ごみ	週1回 (直営)	
古紙・布類	週1回 (委託)	
スプレー缶	2週に1回 (委託)	
金属		

空き缶			種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参したものを拠点回収する。
ペットボトル			
びん			
トレイ	随時	(委託)	種類ごとに拠点に持参したものを拠点回収する。
紙パック			
ペットボトルキャップ	随時	(直営)	

(注) 家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

## (2) 処理方法

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	(委託) 焼却 家庭系一般廃棄物	支援先焼却施設	☆焼却灰をエコセメント化（二ツ塚処分場）
	(委託) 焼却 事業系一般廃棄物	民間処理施設	☆焼却・溶融（ガス化溶融改質による発電ならびにスラグメタルおよび水酸化合物生成による再資源化）（民間処理施設）
プラスチック ごみ	(委託) 選別 ☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック	民間処理施設	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し資源化
	(委託) 選別 ☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル（民間処理施設）
燃やさない ごみ	(直営) 破碎・選別 ☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆鉄・アルミ等金属を資源化（民間処理施設） ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル（民間処理施設） ☆不燃ごみは埋立処分（二ツ塚処分場）
有害ごみ	(直営) 破碎 ☆蛍光管	小金井市中間処理場	☆一部資源化・埋立処分（民間処理施設）



	☆ライター 選別 ☆乾電池 ☆水銀体温計			
粗大ごみ (可燃系)	(直営) 木質家具等は板状に分 解 * ふとんは中間処理 をしていない	小金井市中間処理場	☆木質家具等をサーマルリサイクル (民間処理施設)	
			☆ふとんをサーマルリサイクル (民間処理施設)	
			☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所)	
粗大ごみ (不燃系)	(直営) 選別・プレス ☆自転車・保管庫等大部 分が金属のもの 破碎・選別 ☆上記以外の複合素材 ☆金属 ☆破碎後のプラスチッ ク類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資 源化 (民間処理施設)	
			☆鉄・アルミ等金属を資源化 (民間処理施設)	
			☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリ サイクル (民間処理施設)	
			☆不燃ごみは埋立処分 (二ツ塚処分場)	
			☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所)	
枝木・草葉	(委託) チップ化	民間処理施設	堆肥化 (民間処理施設)	
乾燥生ごみ			堆肥化 (小金井市中町肥料化実験施設) およ び民間処理施設	
ペットボトル	(委託) 選別・プレス	小金井市中町中間処理施 設	一部を(財)日本容器包装リサイクル協会に 引渡し資源化	
			一部を民間処理施設で資源化	
スプレー缶	(直営) 穴あけ・プレス	小金井市中間処理場	資源化 (民間処理施設)	
金属	(委託) 選別	小金井市中町中間処理施 設		
空き缶	(委託) 選別・プレス			
布	(委託) 選別			
びん	(委託) 選別	民間処理施設		
古紙				
トレイ	(委託) 選別・減容	民間処理施設		
ペットボトル キャップ				NPO 法人に寄付し資源化

(注) 斜線部分は市が中間処理をしていない。

#### 第4 燃やすごみの処理

1	後送します。
2	

#### 第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務

##### 1 市民及び事業者の協力義務の内容

- (1) 燃やすごみの減量を最大の目的とし、一般家庭および事業者双方において、生ごみ排出の際の水切りを十分に行い排出量の減量化を図る。
- (2) 4R、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を実践し減量努力をする。
- (3) 環境に配慮した商品の購入や販売、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋やマイバッグ持参など生活様式や事業活動の見直しを実行する。
- (4) 市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物について適正処理する。

##### 2 事業者の協力義務の内容

- (1) 製造、加工、販売の際、再生資源又は再生品の利用に努めるとともに、廃棄物となった場合適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売に努める。
- (2) 事業系廃棄物の事業者自身による適正処理
- (3) 販売事業者による容器包装リサイクル法等に基づく特定容器等の自主回収・処理
- (4) ばら売り、量り売りおよび簡易包装の推進等、また、エコマーク付き商品及びリサイクル商品の製造・販売等環境に配慮した事業活動
- (5) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制の確保

#### 第6 処理施設の状況（整備）に関する事項

##### 1 可燃ごみ処理施設

(1)	後送します。
(2)	



## 2 不燃ごみ処理施設

施設名 小金井市中間処理場

所在地 東京都小金井市貫井北町1-8-25

形式 高速回転複合式堅型破砕機

処理能力 30 t / 5 h (30 t / 5 h × 1 基)

現状 燃やさないごみと粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度・19年度に臭気対策を第一義に、おおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行ったが、昭和61年12月の稼働以来23年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる。

今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定である。

また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コースを充実するとともに、展示ホールを設置し、環境教育にも役立つ施設とした。

## 3 廃棄物最終処分場

施設名 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場  
(東京たま広域資源循環組合)

所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内 7 6 4 2 番地  
 構成市 小金井市を含む多摩地域 2 5 市 1 町  
 現 状 小金井市を含む多摩地域 2 5 市 1 町の約 4 0 0 万人から排出されるごみは、焼却処理や破碎処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入されている。破碎処理した不燃ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされている。

平成 1 0 年 1 月の埋立て開始時は埋立て可能な量が約 3 7 0 万 m<sup>3</sup> で、1 人あたりで見ると約 1 m<sup>3</sup> であったが、平成 2 1 年 3 月までに 4 4. 1 % の埋立が終了している。

エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っている。

しかし、不燃ごみの埋め立ては、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかなくてはならない。

本市では平成 1 8 年度から燃やさないごみの 3 分別収集を実施し、燃やさないごみの資源化に取組み、埋立量の削減に努めている。

## 第 7 動物の死体処理について

### 1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、市に届け出なければならない。

### 2 市が収集するもの

(1) 市に処理申込みがあったペットの死体

(2) ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体

### 3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

## 第 8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

### 1 収集・運搬

単位：k $\phi$

	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
し尿・ 浄化槽汚泥	一般家庭	74	市内 全域	月 2 回	(委託) バキューム車に よる収集
	事業者			随時	

## 2 し尿処理施設

施設名 湖南処理場（湖南衛生組合）

所在地 東京都武蔵村山市大南5-1

形式 希釈前処理方式

処理能力 6kl/日

構成団体 小金井市・武蔵野市・小平市・東大和市・武蔵村山市

現状 組織市の公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少し処理能力200kl/日に対し、現在の処理量は6kl/日程度である。また、建設後40年以上経過した施設は、老朽化から劣化が進んだため改修工事をおこなわれた。併せて、現在、処理能力を6kl/日に縮小し運転をしている。

混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

## 第9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

### 1 市が収集しない一般廃棄物の種類

(1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機

（家電リサイクル法に基づく販売店による回収）

(2) パソコン

（資源有効利用促進法に基づくメーカーによる自主回収）

(3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、バッテリー、タイヤ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料等

（危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、専門の処理業者による回収（適正処理困難物））

(4) オートバイ

（メーカーによる自主回収）

(5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

（薬局による自主回収）

### 2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情があるときは、収集、運搬及

平成22年度燃やすごみ（家庭系）の減量効果の推計にかかる算出資料

	項目	数・量		備考
平成21年度の処理量(推計)	20年度4月～9月(実績)	7,366,990 k g	①	
	21年度4月～9月(実績)	7,148,880 k g	②	
	(増減率)	0.9704	③	②÷①
	21年度下期推計	6,785,483 k g	④	前年度下期6,992,460 k g × 0.9704
	21年度の推計	13,934,363 k g	⑤	②+④
平成22年度の処理量(推計)	人口の伸び率	1.00316	⑥	
	22年度の推計	13,978,396 k g	⑦	⑤×⑥
	22年度人口推計	114,097 人	⑧	
	1人1日あたりの燃やすごみの量	336 g	⑨	⑦÷⑧÷365 日
	⑨のうち生ごみの割合	34.2%	⑩	平成20年度 組成分析による
	1世帯1日あたりの生ごみの排出量	一般世帯 345 g ⑪ 単身世帯 115 g ⑫	⑪ ⑫	⑨×⑩×3人(1世帯あたり約3人) ⑨×⑩(1世帯あたり約1人)
生ごみ処理機による生ごみの減量の減量	投入可能なものの割合	80%	⑬	投入可能な食品の割合を80%とする
	年間継続的稼働日数	260 日	⑭	5日/週×52週とする
	1世帯の年間生ごみ投入量	71,760 g	⑮	⑪×⑬×⑭
	年間継続的稼働台数(平成22年度の新たな稼働台数)	376 台	⑯	別表のとおり
	電動式乾燥型の年間継続的稼働台数	2,241 台	⑰	別表のとおり
	年間の生ごみ乾燥物の生成量	22,973,451 g	⑱	⑮×⑰(電動式乾燥型)×1/7
	生ごみ乾燥物の戸別回収見込量	14.7 t		⑱×64%(戸別回収に協力すると答えた人/21年度アンケート調査)
	ごみとして排出される生ごみ乾燥物の量	8,959,645 g	⑲	⑱×39%(ごみとして排出すると答えた人/21年度アンケート調査)
水切りによる減量	22年度世帯数推計	55,499 世帯		
	単身世帯数	24,843 世帯		
	一般世帯数	30,656 世帯		
	水切りによる減量率	9.65%	⑲	平成21年12月調査
	1世帯1年間水切りした場合の減量	一般世帯 12,151.8 g 単身世帯 4,050.6 g		⑪×⑲×365 日 ⑫×⑲×365 日
	水切り指導の効果目標(平成22年度の新たな効果目標)	約40%の世帯		全世帯数の約40%の世帯に対する新たな効果を見込む。
古紙混入防止による減量	燃やすごみの古紙混入率	15.3%	⑳	平成17年度組成分析調査時の値
	1人1年間古紙混入防止した場合の減量	18,764 g		⑨×⑳×365 日
	古紙分別の効果目標(平成22年度の新たな効果目標)	人口の約20%		全人口の約20%の人口に対する新たな効果を見込む。

## 家庭系生ごみ処理機の補助台数および年間継続的稼働台数（推計）

（単位：台）

年度 補助 種類	21年度(推計)		継続的に稼働している台数（補助台数の89%）				
	（ ）内は11月 まで実績	21年度 までの合 計台数	21年度まで の台数× 89%	予算要求 状況	22年度の状況		
					予算要求の 1/2	継続的稼働台数(見込み) 予算要求の1/2 の89%	
	294 (196)	2,939	2,615	550	275	245	
内 訳	コンポスト	6 (4)	64	57	25	13	12
	手動式	6 (4)	32	28	25	12	11
	電動式 (乾燥型)	223 (149)	2,318	2,063	400	200	178
	電動式 (バケ型)	59 (39)	525	467	100	50	44

\* 生ごみ処理機の年間の継続的稼働台数は補助台数の89%とする。(平成21年度実施アンケート調査)

\* 22年度の継続的稼働台数の算出は、年間補助台数（予算要求台数）の1/2とし、その89%とする。  
ただし、21年度の継続的稼働台数についても21年度の補助台数の1/2とし、その89%と見込まれる  
ため、その同台数を加え、22年度の継続的稼働台数とする。

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用台数と補助金額(家庭系)

(単位：台、円)

年度 種類		17	18	19	20	21 (予算額) ( ) 内は11月まで	22 (予算要求額)
		補助 台数					
内 訳	コンポスト	6	12	31	9	40 (4)	25
	手動式	—	0	15	11	40 (4)	25
	電動式 (乾燥型)	229	120	1,458	288	550 (乾燥型 149)	500
	電動式 (パケ型)	65	25	324	52	(パケ型 39)	
補助金額		7,556,300	3,797,100	78,679,100	14,955,000	25,200,000 (9,136,300)	22,625,000



各年度の廃棄物処理計画施策の比較（平成22年度一般廃棄物処理計画作成用）

	20年度	21年度	22年度
新たな施策	<p>ア 一般家庭から排出される剪定枝の一部資源化</p> <p>イ 一般家庭から排出される乾燥生ごみの拠点回収の実施</p> <p>ウ 木質家具等可燃系粗大ごみのサマシサイクルの実施</p> <p>エ 単身者専用住宅において管理会社、所有者と連携した指導の実施</p>	<p>ア 「市民が考えるごみ減量アイデア」の募集による市民主体のごみ減量活動の推進</p> <p>イ 事業者に対する生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の適用</p> <p>ウ 転入者へのマイバッグ配布によるレジ袋削減の推進</p> <p>エ ペットボトルキャップの拠点回収</p> <p>オ 市内小中学校児童・生徒を対象とした啓発活動の実施</p>	<p>ア 乾燥生ごみの戸別回収の実施</p> <p>イ J・A・直売会と連携し生ごみ堆肥で育てた農産物を市内販売事業者が販売し、地域循環型社会構築の実現</p> <p>ウ 電動式生ごみ処理機の「失敗しない効率的な使用方法」について講習会を実施し、機器利用者の拡大を図る</p> <p>エ 市が設置し、町会、自治会等市民が管理運営する大型生ごみ処理機によるごみの減量</p> <p>オ 中間処理場事務所棟の研修ホールに新たな展示物の設置</p>
充実する施策	<p>ア 大規模事業所等に対するごみ減量の指導</p> <p>イ 販売事業者による特定容器等の自主回収・処理の拡充</p> <p>ウ 一般廃棄物収集運搬業許可業者等の適正な搬入指導</p> <p>エ ごみゼロ化推進会議による市民団体と協働した活動</p> <p>オ 生ごみ肥料化事業を拡充し、地域循環型社会を構築</p> <p>カ 生ごみ処理機補助制度の利用者に対し、アンケート調査による利用状況の把握と継続的な使用の指導</p> <p>キ 市ホームページを活用した「ごみ非常事態宣言」に係るごみ減量施策等の情報を提供</p> <p>ク 市施設のごみゼロ化行動計画の実行</p>	<p>ア 単身者専用住宅において、管理会社、所有者等と連携し、プラスチックごみ及び古紙を中心とした排出指導の実施</p> <p>イ 大規模事業所及び中小の事業所に対するごみ減量指導</p> <p>ウ 販売事業者による特定容器等の自主回収・処理の拡充</p> <p>エ ごみゼロ化推進会議による市民団体と協働した活動</p> <p>オ 生ごみ肥料化事業を拡充し、地域循環型社会を構築</p> <p>カ 市ホームページを活用した「ごみ非常事態宣言」に係るごみ減量施策等の情報を提供</p> <p>キ 市施設のごみゼロ化行動計画の実行</p> <p>ク ノーレジ袋デー、買い物袋持参運動の推進によるレジ袋の削減</p> <p>ケ 一般家庭から排出される剪定枝の一部資源化</p>	<p>ア 「ごみ減量啓発コラム」のコーナーを市報等に定期的に確保し、「市民とともに考えるごみ減量」の充実を図るとともに、「ごみ非常事態宣言」に係る生ごみの水切りと古紙の分別を始めとする具体的なごみ減量施策の周知</p> <p>イ 単身者専用住宅において、管理会社、所有者等と連携し、雑紙リサイクル袋活用による古紙の排出指導の実施</p> <p>ウ ごみゼロ化推進会議の活動について、市民団体と協働し、ノーレジ袋及びマイバッグ持参運動等ごみ減量活動の実施</p> <p>エ 市内小中学校の児童・生徒を対象とした啓発活動の実施</p> <p>オ 事業者と連携したごみ減量</p> <p>⑦ リサイクル推進協力店認定制度の拡充</p> <p>⑧ 事業者に対する生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の適用</p> <p>⑨ 販売事業者による特定容器等の自主回収・処理の拡充</p> <p>カ 市施設のごみゼロ化行動計画の実行</p>
継続する施策	<p>ア 「ごみ・リサイクルカレンダー」の発行によるごみ減量啓発</p> <p>イ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進</p> <p>ウ 公立学校等の給食残渣の生ごみ処理機による資源化</p> <p>エ リサイクル推進協力店認定制度の拡充</p> <p>オ ノーレジ袋デー・買い物袋持参運動の推進によるレジ袋削減</p> <p>カ 市報「ごみ減量・リサイクル特集号」によるごみ減量施策等の一層の情報提供</p>	<p>ア 集団回収活動について、広報等によるポスターの実施</p> <p>イ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進</p> <p>ウ 公立学校等の給食残渣等の生ごみ処理機による資源化</p> <p>エ リサイクル推進協力店認定制度の拡充</p> <p>オ 一般廃棄物収集運搬業許可業者等の適正な搬入指導</p> <p>カ 生ごみ処理機の補助制度利用者に対し、収穫物の配布、アンケート調査による利用状況の把握と継続的な使用の指導</p>	<p>ア 集団回収活動について、広報等によるポスターの実施</p> <p>イ 大規模事業所及び中小の事業所に対する指導</p> <p>ウ 公立学校等の給食残渣等の生ごみ処理機による資源化</p> <p>エ 生ごみ処理機の補助制度利用者に対し、収穫物の配布、アンケート調査による利用状況の把握と継続的な使用の指導</p> <p>オ 一般廃棄物収集運搬業許可業者等の適正な搬入指導</p> <p>カ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進</p>
検討する施策	<p>ア 雑紙リサイクル袋による古紙の徹底分別の指導（平成20年度一部地域で試行）</p> <p>イ 事業系可燃ごみにおける、生ごみの減量を検討</p>	<p>ア 事業者と協働し、レジ袋有料化を視野に入れた取り組みの実施</p> <p>イ 雑紙リサイクル袋による古紙の徹底分別の指導</p> <p>ウ 携帯電話の拠点回収の実施</p>	<p>ア 市内販売事業者と自主協定の締結によるレジ袋の削減</p> <p>イ 事業者と連携し「簡易認証制度」の検討</p> <p>ウ 転入者のための「ごみに関する相談コーナー」の設置</p> <p>エ アドバイザー制度を実施することにより、生ごみの水きり、古紙の徹底分別を中心とした全市的な排出指導の実施</p>



## 公務員宿舎小金井住宅の整備事業に関する協定書

財務省関東財務局（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）とは、小金井都市計画地区計画貫井北町三丁目地区地区計画における事業（以下「地区計画事業」という。）に伴う公務員宿舎小金井住宅（仙川南側宿舎を含む。）の整備事業（以下「宿舎整備事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地区計画事業区域内の宿舎整備事業に関して、施工内容、範囲、費用負担等の基本的事項を定め、事業を円滑に進めることを目的とする。

（地区計画事業の開発者）

第2条 地区計画事業内の開発者は、甲又は甲が発注するPFI事業の開発事業者（以下「PFI事業者」という。）とする。

（地区計画事業に伴い整備される道路）

第3条 整備される道路の名称は、地区計画事業に定められた名称である「区画道路1・2・3・4号」とする。

2 区画道路の整備主体は、甲又はPFI事業者とする。

一 「区画道路1号」の付替え及び「区画道路4号」の整備は平成19年度において甲が整備する。

二 「区画道路2号」の拡張部分は平成19年度において甲が暫定整備し、PFI事業者が平成21年度末までに整備する。

三 「区画道路3号」は仙川南側敷地の建替え時に整備を行うものとし、甲又はPFI事業者が整備する。

3 区画道路の整備にかかわる全ての費用は、甲が負担する。

4 区画道路の整備内容については、甲が乙と詳細な協議を行い決定する。

5 乙は区画道路に係る路線の認定、道路区域の決定及び区域の変更等の手続き（「区画道路2号」は区域変更の告示済。）を順次遅滞なく行う。また、それぞれの区画道路を甲が整備した後、乙は速やかに供用開始の告示を行う。

6 区画道路等の管理及び帰属については、次のとおりとする。

一 道路の管理は、路線の認定、道路区域の決定及び区域の変更の公告の日の翌日から乙が行う。また、甲又はPFI事業者が行う区画道路工事について、乙は同意をするものとする。

二 甲は、前記5の告示後速やかに、新設区画道路及び拡張区画道路の拡張部分の敷地については、乙との交換を行う。

（都市公園）

第4条 宿舎整備事業に伴う公園整備の面積は、小金井都市計画地区計画の貫井北三丁目地区地区計画に基づく約0.4haとする。

2 公園はみどり豊かな広場的な公園とし、外柵、公園灯、遊具（ベンチのみ）を設置する。甲は仙川と川沿いの桜並木を取り入れた公園となるよう提案させ、PFI事

業者は乙と協議を行い決定するものとする。

- 3 公園の整備については、甲又はPFI事業者が行う。
- 4 公園の整備費用は、甲が負担する。
- 5 整備される公園は原則として都市公園となるまでの間、国の公園として継続的に甲又はPFI事業者が維持管理する。
- 6 甲の事情により都市公園となるまでの間に公園の運営に変更が生じる場合は、乙と事前に協議を行う。

#### (水道施設)

第5条 「区画道路1号」の付替えに伴う水道施設は、整備主体及び管理者は乙とし、整備に係わる全ての費用は甲が負担する。整備内容等については、甲が乙と詳細な協議を行い、別途協定書を取り交わすこととする。

#### (下水道施設)

第6条 「区画道路1号」の付替えに伴う下水道施設は関係法令に基づき、現状の下水道方式により、甲の負担で整備するものとする。

- 2 雨水を地下に浸透させるため及び地下水の保全のため、宿舍整備事業を遂行するにあたり、条例等の規定により雨水の浸透ます及び透水舗装等の雨水浸透施設を設置するものとする。

#### (安全・安心のまちづくりへの配慮)

第7条 甲は、宿舍整備事業の建物内の防犯カメラの設置及び防犯錠の設置、死角の少ない配棟についても配慮すると共に公園以外のオープンスペースを確保、受水槽を設ける場合には震災時等の飲料水確保のために給水栓を設けるよう計画するものとする。

#### (集会施設の近隣住民への開放)

第8条 甲は、宿舍整備事業を遂行するにあたり、甲が定める基準(260㎡程度)で施設を設け、近隣住民への開放を行うものとする。

#### (構内道路)

第9条 構内道路は出来る限り歩車道分離型とし、歩道内の植栽は既存の樹木等移植するものとする。なお、市道469号線から「区画道路1号」に通じる構内道路を計画するものとする。

#### (駐車施設の設置)

第10条 甲は、宿舍整備事業を遂行するにあたり、甲が定める基準(戸数の約50%)を確保するものとする。

#### (自転車置場の設置)

第11条 甲は、宿舍整備事業を遂行するにあたり、甲が定める基準(世帯2台、単身1台)を確保するものとする。

#### (防火水槽施設等)

第12条 宿舍整備事業内の各ブロック(仙川北側2か所及び仙川南側1か所)には、耐震性防火貯水槽(容量40立方メートル)を甲の負担で整備する。



- 2 上記1の整備後、すみやかに乙は消防水利の指定を行うと共に防火水槽施設の管理を行うものとする。
- 3 「区画道路1・3号」及び市道469号線から「区画道路1号」に通じる構内道路内に屋外消火栓を甲の負担により整備するものとする。甲は整備内容等について乙と協議を行うこととする。

(廃棄物の保管場所設置)

- 第13条 甲は、宿舍整備事業を遂行するにあたり、関係法令に基づき乙と詳細な協議を行い整備する。
- 2 甲は各棟に設置するゴミ置場に生ごみ資源化共同処理機を設置できるよう場所の確保及び稼働のための設備を設けるものとする。
  - 3 生ごみ資源化共同処理機の設置及び維持管理は、乙の負担とする。

(みどりのまちづくり)

- 第14条 甲は「みどり豊かで快適な魅力あるまち」を実現するために、東京都の条例に基づくほか、沿道や隣接地域との境界部に敷地内緑地を設け、仙川沿いの桜並木の保全を図り、建物間のオープンスペースの緑化を行い、既存樹木のうち宿舍整備事業に支障となる樹木は出来る限り移植を行うなど、みどり豊かな住環境を形成させるよう努めるものとする。
- 乙は小金井市宅地開発等指導要綱16条の規定の「みどりのまちづくり協力金」については、甲に対し求めないものとする。

(安全管理)

- 第15条 乙は、宿舍整備事業の期間中においては、十分にその安全管理に努めるものとする。

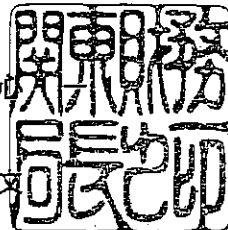
(協議)

- 第16条 この協定に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

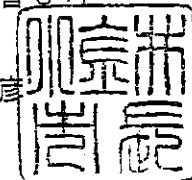
この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年11月19日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心  
財務省  
関東財務局長 谷口博文



乙 東京都小金井市本町六丁目6番3号  
小金井市長 稲葉孝彦



圖名	總平面圖
比例	1:1000
日期	1957.11
設計	...
校對	...
繪圖	...
審核	...
備註	...

